

株式会社ひとまち（以下、「当社」という。）は、ホワイトボード・ミーティング®検定試験（以下「本検定試験」という。）の受験手続及び運営に関する規約を次のように定めます。

#### 第1条（目的と基本方針）

- 1 当社は、ホワイトボード・ミーティング®の進行技術の普及、定着を目的として、本検定試験を実施します。
- 2 本検定試験の受験手続及び本検定試験の運営は、この規約（以下、「本規約」という）に定め公正かつ厳正に進めます。
- 3 本規約は、本検定試験の受験者に適用し、受験者は本規約に同意したうえで申込手続をします。

#### 第2条（本検定試験の種類・受験資格）

- 1 当社は、そのレベル毎に、ベーシック（3級）、アドバンス（2級）、マスター（1級）、スペシャリストの4種類の本検定試験を実施します。
- 2 受験者は、当社が開催する以下の指定講座を修了することで、ベーシック（3級）から順番に各グレードの検定試験を受験できます。
  - ①アドバンス（2級）：ベーシック（3級）合格者
  - ②マスター（1級）：アドバンス（2級）合格者
  - ③スペシャリスト：マスター（1級）合格者

#### 第3条（本検定試験の内容）

- 1 本検定試験は、筆記試験及び実技試験を行います。その試験内容は、ベーシック（3級）、アドバンス（2級）、マスター（1級）、スペシャリストの順に難易度が上がるものとします。
- 2 本検定試験について、その試験時間、受験日、受験料、実施会場等は、ウェブ・電子メール・ちらし・ポスター等で公示します。

#### 第4条（申込手続）

- 1 本検定試験の受験希望者は、当社の指定する方法で申込手続を行い、指定期間以内に受験料を支払います。当社は、手続が完了確認後、受験者に受験票を交付します。
- 2 支払済みの受験料は、天変地変その他の不可抗力により当社が本検定試験を実施できなくなった場合を除き返還しません。また、次回以降の本検定試験の受験料として繰り越しません。
- 3 本検定試験の受験料は、以下のよう定めます。

ベーシック（3級）	6,000円	アドバンス（2級）	12,000円
マスター（1級）	15,000円	スペシャリスト	20,000円

#### 第5条（受験者の遵守事項）

- 1 本検定試験の受験者は、試験開始時間前までに受験会場内の指定の部屋（オンラインを含む）に入室します。
- 2 本検定試験の受験者が、次の各号に掲げる行為を行った場合は、受験することができません。
  - ①前項に違反した場合。
  - ②試験監督官の承認を受けずに受験会場内の指定の部屋（オンライン）から退出した場合。
- 3 本検定試験の受験者は、受験場の注意等及び当社、試験監督官の指示を遵守します。

#### 第6条（合理的配慮）

当社は、本検定試験の実施にあたり、受験者から疾病、障がい等の理由で合理的配慮を求められた場合は、その必要性及び措置内容を検討し、受験者と協議の上、配慮措置を決定します。その際、当社は、受験者から障害者手帳や医師の診断書など合理的配慮が必要な状況を証明する書類の提出を求めることがあります。

#### 第7条（不正行為）

- 1 本検定試験の受験者が次の各号に掲げる行為を行った場合は不正行為とします。
  - ①受験申込みの際、虚偽の内容を記載申告した場合。
  - ②カンニング等の不正な方法により解答したものと、試験監督官又は当社が認める場合。
  - ③氏名等を偽って受験した場合。
  - ④本検定試験受験日以前に、本検定試験の問題の漏洩を受けた場合。
  - ⑤本検定試験の運営を妨げるような行為、他の受験者に迷惑をかける行為を行った場合。
  - ⑥法令に違反または違反する恐れのある行為を行った場合。
  - ⑦その他、試験監督者又は当社が不適切と判断する行為を行った場合。
- 2 前項により不正行為と認められた場合、当社は試験申込みを受理しないか、受付後であっても取り消します。受験者は、その回の本検定試験の受験資格を失い、失格とします。
- 3 当社が、不正行為を繰り返す者又は今後繰り返す蓋然性が高いと判断した者については、以降の本検定試験の受験申込みまたは受験を受け付けません。

#### 第8条（本検定試験の合格基準）

- 1 本検定試験の合格基準は筆記試験、実技試験ともに70点以上とします。  
A 100～90点 / B 89～80点 / C 79～70点 / D 69点以下（不合格） E 評価不能
- 2 当社は、受験者に本検定試験の合否とA～E評価を郵送又はメールにて通知します。

#### 第9条（本検定試験の合格者）

- 1 本検定試験の合格者には、それぞれ、受験した本検定試験に応じて、ベーシック（3級）、アドバンス（2級）、マスター（1級）、スペシャリストの合格証を発行します。
- 2 本検定試験の合格者は、名刺や履歴書の資格欄等に、その旨を記載できます。
- 3 本検定試験の合格者は、別途定める認定講師規約の要件を満たすことにより、当社講師、又はライセンス保持者として、ホワイトボード・ミーティング®を教えることができます。

#### 第10条（合格者の義務、資格の停止・取消）

- 1 本検定試験の合格者は、次の各号に掲げる行為を禁止します。
  - ①本規約に違反または違反する恐れのある行為。
  - ②当社が有する知的財産権を侵害する行為。
  - ③その他、当社が不適切と判断する行為。
- 2 当社は前項の場合、当該合格者の資格を停止、又は将来に渡って取り消します。

#### 第11条（損害賠償）

本検定試験の受験者又は合格者が本規約に違反する等して、当社又は第三者に損害を与えたときは、本検定試験の受験者又は合格者は損害を賠償し、法的責任を負います。

#### 第12条（個人情報）

- 1 当社は、本検定試験に関する個人情報（以下「本件情報」という。）について、個人情報保護法及び関係諸法令等に従って、適切に取り扱います。
- 2 当社は、本検定試験の受験者又は合格者の属性その他の情報を自らの業務遂行のためにのみ利用します。
- 3 当社は、本検定試験の受験者又は合格者の属性や統計情報を開示することがあります。
- 4 当社は、メールマガジンの送付等に本件情報を利用することがあります。
- 5 当社は、本件情報を厳重に管理し、同意がない限り第三者に本件情報を有償、無償を問わず漏洩・開示及び提供しません。また本件情報を利用するにあたっては、プライバシーに配慮します。
- 6 法令により開示が求められた場合、当社は情報を開示できるものとします。

#### 第13条（裁判管轄）

本規約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第14条（本規約の改訂）

- 1 当社は、本規約を変更又は終了できるものとし、変更又は終了する場合には受験者に対して、その内容を通知するものとします。
- 2 前項の変更又は終了は、受験者に通知されたときから効力を発揮するものとします。
- 3 当社が受験者への通知方法として当社ホームページでの掲載による方法をとった場合は、変更内容が掲載された時に、受験者に対する通知がなされたものとします。

#### 附則

本規約は、令和3年1月1日から施行します。

（第3版）